

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ⑥ICOCA 乗車券取扱規程【新旧対照表】

【2021 年 3 月 27 日より適用】

改 正	現 行
⑥ ICOCA 乗車券取扱規程 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 3. 29 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 12. 8 改正 <u>2021. 3. 27 改正</u> 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 (現行どおり) (適用範囲) 第 2 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 レファレンスペーパーにより他社の乗車券を付加し</u> <u>ている IC カードの当社線以外の運送等については、</u> <u>当該社局の運送約款等の定めによります。</u> <u>4</u> (現行どおり) (用語の意義) 第 3 条 (1) (2) (現行どおり) (9) <u>(10)「レファレンスペーパー」とは、IC カードに付随</u> <u>し、その情報を記したもののことをいいます。</u> <u>※「リファレンスペーパー」と表記されたものも存在し</u> <u>ますが同等の効力があるものとして取扱います。</u> (ICOCA 乗車券の種類) 第 4 条 (2) (現行どおり) (小児用 ICOCA の紛失再発行) 第 17 条 4 <u>5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペ</u> <u>ーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペ</u> <u>ーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定める</u> <u>ところによります。</u> (免責事項) 第 18 条 (現行どおり)	⑥ ICOCA 乗車券取扱規程 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 3. 29 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 12. 8 改正 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 (省 略) (適用範囲) 第 2 条 (省 略) 2 (省 略) 3 (新 設) 3 (項番変更) (用語の意義) 第 3 条 (1) (2) (省 略) (9) (10) (新 設) (ICOCA 乗車券の種類) 第 4 条 (2) (省 略) (小児用 ICOCA の紛失再発行) 第 17 条 4 5 (新 設) (免責事項) 第 18 条 (省 略)

※下線部が変更箇所です

改 正	現 行
(障害再発行) 第 19 条 2 <u>3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによります。</u> (払いもどし) 第 20 条 〽 (現行どおり) 5 <u>6 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによります。</u> (ICOCA 定期券への変更) 第 21 条 〽 (現行どおり) (発行替えの取扱方) 第 25 条 6 <u>7 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによります。</u> (運賃の収受) 第 26 条 〽 (現行どおり) (紛失再発行) 第 31 条 4 <u>5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによります。</u> (免責事項) 第 32 条 〽 (現行どおり) (障害再発行) 第 33 条 2 <u>3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによります。</u>	(障害再発行) 第 19 条 2 3 (新 設) (払いもどし) 第 20 条 〽 (省 略) 5 6 (新 設) (ICOCA 定期券への変更) 第 21 条 〽 (省 略) (発行替えの取扱方) 第 25 条 6 7 (新 設) (運賃の収受) 第 26 条 〽 (省 略) (紛失再発行) 第 31 条 4 5 (新 設) (免責事項) 第 32 条 〽 (省 略) (障害再発行) 第 33 条 2 3 (新 設)

※下線部が変更箇所です

